

令和5年第12回（11月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和5年11月8日(水)
開会 9時53分 閉会 10時28分
2. 開催場所 吉富フォーユース会館3 会議室3

3. 出席委員

農業委員の定数 14名
出席委員数 14名
欠席委員数 0名
欠員 0名
出席委員の氏名

賀部 正直	若山 清敏
奥田 健一	高尾 賢二
山本 学美	太田 実秋
高橋 初美	井上 幸子
菊 啓治	松本 久則
横川 信友	堤 久英
山本 幸雄	重吉 信之

欠席委員の氏名

—

農地利用最適化推進委員の定数 2名
出席委員数 2名
欠席委員数 0名
欠員 0名
出席委員の氏名

堤 實 大澤 英史

欠席委員の氏名

—

4. 付議事項

議案

- ・議案第28号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

報告事項

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・公共工事に関する農地の一時利用届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石丸 貴之
事務局職員 乙女 竜志

6. 会議の概要

事務局長	<p>委員の皆様、おはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻より早いですが、ただ今より令和5年第12回（11月）総会を開催いたします。本日は推進委員を含め16名での開催となります。では、開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、皆さんおはようございます。</p> <p>お伝えしたいことが1点あります。先日、農地での草刈後野焼きをして、それが隣地に飛び火するような事が町内でありました。大事には至りませんでした。乾燥する季節なので、風が吹いたときに、簡単に火が着くようです。野焼きをしてもいいことになっていますけど、状況を考え注意していただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただ今より令和5年第12回（11月）総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。基本的に、席次順をお願いしておりますので本日の、議事録署名人には 菊 委員、松本 委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議案第28号の「吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程します。農業委員会法では、法第31条に「議事参与の制限」があり、「委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない」とありますのでご退席をお願いします。また、推進委員の方につきましても、ご退席をお願いし、議決を採らせていただきますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。今回、11月15日から開始する利用計画の提出が72件ありましたので、ご審議をお願いします。まず、農業委員以外の利用権設定について決を採り、次に、委員ごとの利用権について決を採ることといたします。では、事務局から説明をお願いします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局職員	<p>それでは、1ページをご覧ください。議案第28号 吉富町農用地利用集積計画の承認について、吉富町農用地利用集積計画の承認について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。この農用地利用集積計画ですが、町長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の承認を</p>

得ることとなっています。3ページをご覧ください。表で現しているとおりの、今回11月の利用権設定の件数は、新規が9件で11,238㎡、更新は63件で57,755㎡、合計72件、68,993㎡となっています。参考までに、中段に令和4年11月分の表を、下段に比較増減の表を載せています。昨年と比べると全体で23件、12,319㎡増えています。農用地利用計画の筆ごとの内容につきましては、4ページから7ページの一覧表をご覧ください。4ページから5ページまでが農業委員以外の分、6ページから7ページが農業委員の分となっています。農業委員分の記載内容については、先日送付させて頂いている資料と違いがございますが、記載順を席次順に組み替えているものとなっております。以上で説明を終わります。

賀部会長

事務局より説明がありました。数分ほど時間をとりたいと思います。

(数分後)

ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは、まず4、5ページの「農業委員以外の利用権設定」についてですが、I.Fさんの利用権設定も含まれておりますので、I委員は退席をお願いします。

(委員退席)

では、4、5ページの「農業委員以外の利用権設定」につきまして、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、「農業委員以外の利用権設定」につきまして、承認することとします。I委員の入室をお願いします。

(委員入室)

それでは、「農業委員以外の利用権設定」につきまして、

<p>事務局 職員</p>	<p>承認することとします。 続きまして、6 ページからの「農業委員分の利用権設定」についてです。 (農業委員分の利用権について審議) それでは、議案第28号については、すべて承認されました。続きまして、報告事項があります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出」です。事務局から説明をお願いします。</p> <p>8 ページをご覧ください。「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。届出のあった農地は、 ○○△△番 田 162㎡ ほか1筆 令和5年10月2日に、Y. Mさんからの相続により、豊前市にお住いのY. Kさんが所有権を取得しました。以上で報告を終わります。</p>
<p>賀部会長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>続きまして、「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 職員</p>	<p>9 ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」3件届出がありました。 1件目は ○○△△番 田 112㎡他1筆 貸し手はY. Rさん、借り手はI. Fさんです。令和2年6月から6年間の契約で、令和5年10月25日に合意解約が成立しています。 2件目の○○△△番については、 貸し手はK. Nさん、借り手はI. Fさんです。令和4年6月から20年間の契約で、令和5年10月25日に合意解約が成立しています。 3件目の○○△△番については、 貸し手はM. Mさん、借り手はI. Fさんです。平成30年6月から6年間の契約で、令和5年10月25日に合意解約が成立しています。以上で報告を終わります。</p>
<p>賀部会長</p>	<p>事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。</p>

(質疑なし)

それでは、次に「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局
職員

10ページをご覧ください。「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。今回2件の届出がありました申請地1件目の〇〇△△番は、下水道工事に伴う資材置場、駐車場、重機保管箇所として届出が提出されております。11ページで位置を12ページで現地の状況を確認ください。貸手につきましては、所有者であるT.Mさんで、一時利用の同意を得ております。借手は、〇〇(株)で、利用期間は令和5年11月15日から令和6年1月14日までで3か月間以内となっております。利用計画につきましては、13ページに記載のとおり、資材置場、駐車場、重機保管箇所として使う計画となっております。続きまして申請地2件目の〇〇△△番は1件目の申請地から東側に50Mほど進んだ箇所にある農地で、下水道工事に伴う資材置場、駐車場、重機保管箇所として届出が提出されております。14ページで位置を

15ページで現地の状況を確認ください。貸手につきましては、所有者であるO.Aさんで、一時利用の同意を得ております。借手は、〇〇(株)で、利用期間は令和5年11月1日から令和6年1月30日までで3か月間以内となっております。事務局からは以上です。

賀部会長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。

(質問なし)

次に「情報交換」となっています。何かご質疑や情報交換をいただくような案件をお持ちの委員さんがいらっしゃれば、お願いします。

事務局長

事務局からお願いです。草刈後の清掃が出来ておらず、水路に落としたりままだとか、隣の田んぼに投げ込んでいるとか、町の方に苦情があり、現地を確認したところ実際に水路に散らかったままの現場がありました。委員の皆さんが、巡回する時にそのような現場を確認した際は注意をし

	<p>てください。町の方でも確認した際はもちろん指導しますが農業委員の方もそういった現場を確認した際はよろしくお願いたします。事務局からは以上です。</p>
井上委員	<p>隣地からの草木が水路を覆うように繁茂している場合と水路に土砂等が堆積し、用水に支障をきたしている場合、誰が対応するのか。</p>
事務局職員	<p>まず農地から出た、その草木に関しては、耕作者の方に適正に管理するように通知をします。</p> <p>堆積した土砂等に関しては、明らかにこの農地だというのがわかればその方に指導しますが、わからない場合は、その水路を使う人たちで掃除してもらうか、工事が必要とかいうレベルになるのであれば、町に言っていただければ。</p>
井上委員	<p>実際のところはほったらかしになっている農地が多い。</p>
事務局長	<p>農地の管理については、強制的させたり、罰則があったりというのがないので、町の方としてはあくまでもお願いしか今のところ出来ません。</p>
重吉委員	<p>土地の所有者が人を雇ってでも責任を持ってしてもらわないといけない。</p>
事務局職員	<p>引き続き耕作者の方に農地の適正管理の通知を出します。</p>
山本（幸）委員	<p>新しい県道の道路の法面を刈るように、県の方に依頼をしてもらいたい。</p>
事務局職員	<p>詳細の場所を教えていただいたら、農業委員会もしくは道路部局の建設課どちらが県に依頼します。</p>
賀部会長	<p>他に質問が無い様なので以上で本日の議事は終了いたします。次回の委員会の日程ですが事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>年間計画どおり12月8日（金）10：00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館3階会議室3でよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>

賀部会長	<p>それでは、次回は12月8日（金）10：00からとします。これをもちまして、令和5年第12回（11月）総会を閉会します。皆さま、お疲れ様でした。</p> <p>10時28分 閉会</p>
------	---